

茶路小中学校部活動活動方針

1 部活動の推進及び指導について

「白糠町立学校に係る部活動の方針（白糠町教育委員会）」に則り、部活動を学校教育の一環として位置づけ、生徒の「心身の健全育成」「社会性の向上」「豊かな人間性の形成」を目的として実施する。特に生徒同士や教師との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりすることにより、将来に向けた「生きる力」の育成を目指す。

2 体制整備について

(1) 活動計画の策定

① 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出して承認を得る。計画に変更があった場合は、必ず校長に報告する。

(2) 指導・運営に係る体制について

- ① 指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ② 校長は生徒が安全にスポーツ・文化活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、月の活動計画、活動実績などで活動内容を確認し、適切な指導を行う。

3 活動時間について

- (1) 平日の活動時間は、1日2時間程度。
- (2) 学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とする。
- (3) 警報が発令された時や活動場所の暑さ指数（WBGT）が31℃以上場合は、原則として活動を行わない。

4 休養日について

(1) 学期中

- ① 週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ② 土曜日及び日曜日、祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 学校閉庁日は休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努める。
- ④ 休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

(2) 長期休業中

- ① 学期中に準じた扱いを行う。
- ② 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

5 大会参加について

休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、参加する大会等を精査する。